別紙－２

東北地方整備局発注者綱紀保持委員会スキーム

東北地方整備局発注者綱紀保持委員会

発注者綱紀保持
■関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないような発注事務に係る綱紀の保持

内部委員

○委員長　　局　長

○副委員長　副局長（２）

○委員　　各部長（総務、企画、建政、河川、道路、港湾空港、営繕、用地）（８）

［庶務　　総務課］

定例会議

■原則として毎年度２回外部委員を含めて開催
■発注者綱紀保持に関する調査審議

随時会議

■必要に応じて開催
■外部委員の意見を聴取
■必要に応じて外部委員の出席を求める

外部委員

○学識経験のある者（４名）

①法律の専門家
　小野寺弁護士

②会計・監査関係者
　内田公認会計士

③国土交通行政に明るい大学教授
　遠藤東北学院大教授

④市民の視点で有益な意見が期待できる報道関係者
　佐々木河北新報社
　論説委員会副委員長

発注者綱紀保持委員会の調査審議事項

一　発注者綱紀保持のための規程に関すること
【例：国民の疑惑を招かないような業者との接触方法、職員に対する批判等についての上司等への報告の徹底　等】

二　発注者綱紀保持マニュアルに関すること
【例：具体的事例（元職員かどうかで接触方法に差がないか、業者との適切な情報交換をどのように行うか、競争参加業者名を入札前に明かさない等）を踏まえた発注者綱紀保持マニュアルの作成、職員への配布　等】

三　発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
【例：発注者綱紀保持について、研修にどう盛り込むか等の検討、外部講師を招いての講演会 等】

四　発注者綱紀保持のための規程に反する事例の調査分析に関すること
【例：発注者綱紀保持のための規程に反する事例についての調査分析及び再発防止策等の検討 等】

五　発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
【例：発注者綱紀保持対策に関する「お知らせ」等を関係業者に配布、庁内掲示、ＨＰでの掲載等周知方策の検討　等】

六　その他発注者綱紀保持のために必要な事項